

《 私道整備助成制度のあらまし 》

1. 私道整備助成制度とは

私道の舗装や側溝などの整備を私道関係者が行い、市がこの整備工事に要する費用の一部を助成するものです。

私道整備の実施にあたり、この整備は私道所有者や私道に隣接する住居の居住者が主体となって施工するという認識を持っていただき、「どのような整備をしたいのか」そして「整備費用をどうするのか」等を私道関係者と十分話し合いをして下さい。

市では、現地立会いなどにより、現地の確認、助成制度の内容の説明及び助成対象事業の適合可否の可能性など、確認・相談を行います。

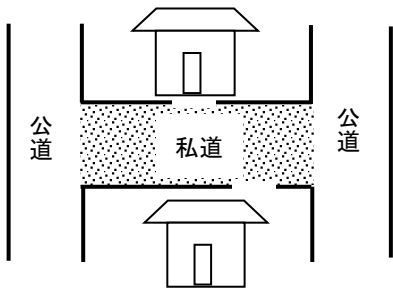
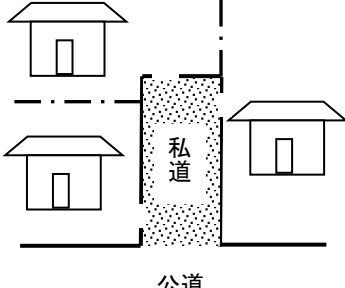
2. 助成対象となる私道（主な条件）

- ①私道の幅員が2.0メートル以上であること。
- ②土地所有者、居住者以外の方も通行出来るなど、一般交通の用に供されていること。
- ③舗装だけ整備を行いたい場合、側溝が既に設置されており、その機能を果たしていること。（側溝が無い場合は、側溝などの整備が必要となります。）
- ④行止まり道路の場合、その私道を利用している住居が2戸以上あること。
- ⑤私道の所有者の承諾が得られること。（一部舗装及び一部路面排水施設の場合は、整備する私道箇所の承諾が得られること。）
- ⑥旗竿地、敷地延長地など、建築物の敷地面積に含まれていないこと。
（建築基準法上の道路であるか否かは問いません。）

3. 助成対象工事の内容

- （1）舗装を新設又は改築する工事（一部舗装の場合は、整備延長10メートル以上、かつ、全幅員であること。）
 - （2）路面排水施設を新設又は改築する工事（一部路面排水施設の場合は、整備延長10メートル以上、かつ、整備後もその機能を果たすこと。）
- ※くぼみ等の補修、蓋の交換やマンホールの高さ調整等の軽微な工事は除く。

4. 助成対象工事の助成金の額

通り抜け道路	行止まり道路
	
上限額：300万円 助成率75%	上限額：200万円 助成率60%

助成金の対象工事費は、業者の事業費の内訳が確認できる見積書に記載された見積額（事業対象外を除いた見積額のこと）と、市が積算した額のいずれか少ない方の額に助成率を乗じた額となります。

5. 施工業者の選定

施工業者は、市川市の「入札参加業者適格者名簿（工種：土木一式工事・舗装工事）」に登録されている市内業者から選定していただきます。

6. 事前協議

整備の方針が決まりましたら、事前協議に必要な添付書類を提出していただきます。市では提出された書類の審査を行い、事前協議結果を通知書にてお知らせします。

7. 交付申請

事前協議結果通知を受けたのち、交付申請書を提出していただきます。その後、協議番号の順に助成金交付の可否の結果を通知書にてお知らせします。助成金交付の通知書では助成金交付決定額も併せてお知らせします。

8. 工事の着手

市から助成金交付可否決定通知を受けてから、施工業者と工事の契約を結んでいただき、工事の着手となります。

また、整備内容に変更が生じた場合は、変更の承認手続きをしていただきます。

9. 助成金の交付

工事が完了しましたら、申請のとおり工事されているのか、市が現場及び書類を確認し、最終的に確定した工事費に対する助成金額を通知しますので、確定した助成金額を市へ請求していただき、市から助成金を交付します。

10. 補足

この整備は私道所有者や私道に隣接する住居の居住者が主体となって行うものであり、整備に係る一切の紛争等の処理は、皆様で責任をもって対処していただくことになります。

申請に必要な書類や申請の流れにつきましては、「私道整備助成制度の流れ」を参考にしてください。

要綱や申請書類等につきましては、市HP「ホーム＞暮らし＞交通・駐輪＞道路の整備・管理＞私道整備事業助成金交付要綱について」よりダウンロードできます。

私道整備事業助成金交付要綱についての
HPはこちらからご確認いただけます。▼



お問い合わせ 市川市役所 道路安全課 整備グループ
電話 047-712-6351